

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番 阪本君、11番 杉本君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第26号 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第2 議案第26号 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）おはようございます。

少し確認させてください。今回、コロナの関係があって延ばすということなんですけれども、現在のまず進捗ですね、対象がどれくらいあって何件くらい地域が進んでいるのかというところ。今後のスケジュール。これもコロナがありますのでどう動くかは分かりませんが、その部分。そこと、この時期の期間。条例がもともと3年やって期限が切

れるのは分かっているんですけども、今回5年を超えない範囲ということで上がっておりますけれども、その辺りも含めて説明のほうをお願いいたします。

○議長（小林 弘君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）はぐくむ条例の進捗というところなんですけども、ちょうど2年前の3月議会の総務委員会で、はぐくむ条例を基にした地域運営組織の設立に向けた取組ということで、今後のスケジュールとか取組方を報告させていただいたのを覚えております。そのとき、1年かけて109の区自治会に出向いて、区自治会のこれからの人口推計とか細かいところをお話しさせていただく中で、どういった地域での取組が必要かというのを市民の皆さんに考えていただく意見聴取を頂く場というのを設けていく予定でした。それから4月7日でしたか、緊急事態宣言等が発令されまして、今で約2年間、地域に出ることができなかったという状況であります。ですので、本来であれば3年かけて地域運営組織に関連した規定をつくるというところで、市民の皆さんのご意見を頂きながらつくるという予定でしたけども、それが全くできていないというような現状です。ですので、この2年間はその取組ができていない。進捗でいうとその取組ができていないというのが現状です。

ただ、はぐくむ条例に関しましては、はぐくむ委員というのが条例の検証とか見直しに関しての役割を担っていただいています。その委員会というのは、コロナ禍ではありながらも時期を見ながら開催をさせていただいて、いろいろご意見等は頂いてきたというのがございます。ですので、市民への情報提供と意

見聴取というのはできていませんけども、中の委員会の活動というのはそれぞれ進めてきたというところがございます。

今後2年間延ばすというところのご提案をさせていただいているわけなんですけども、この時期になったというのが実際、多分、議員からしたらもうちょっと早い時期でも延ばすのはよかったんじゃないかという思いからだと思うんですけども、昨年10月から12月というのがちょうどコロナの感染も日本の国内では落ち着いていた時期だと思います。その頃から市長を先頭に各区自治会のほうに出向きまして、今後、地域に説明に入らせていただきますということで、10月、11月、12月にかけて説明を行っていただきました。その時期、ちょうど12月議会に向けての議案というのは取りまとめている時期だったと思うんですけども、そこについては3月までどれだけ地域に入っていけるかということも見えておりませんでしたので、最終3月の議会をもって、進捗をもって、どれだけの期間延長すべきかというのを議論しまして2年間の延長を決めたというところがございます。ですので、今回議案として上げさせていただいた期間が2年というところがございます。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）ありがとうございます。説明はよく分かりました。あと、気になるのがほんまにコロナでよく分からないんですけども、今後のスケジュールを結構綿密に立てておかないと、また、ばっとはやって地域へ行けなくなるとかというのもあるかと思えます。プラスアルファしてやっぱり地域担当職員もつくのかなと思うんですけども、そこで内容をきっちりと精査せな、場所によって言うことが違うよとかならんようにというのはあるんですけども、その辺りについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（小林 弘君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）地域担当職員ということで課長職をもって組織をつくっておまして、毎月、定例の会議を持たせていただいて、各区長会に出向いてお話しした内容というのを会議の中で情報共有させていただいています。一部の地域であったことをほかの地域でも共有するというような会を持っておりますので、そこは統一した考え方を持っていてできるのかなと思っております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）期間が期間なので別に反対の意思はないんですけども、ちょっとお伺いします。これ、3年を超えない範囲でというもとの定めがあって2年延ばしたという説明と、コロナ云々というのも分かるんです。田中議員もおっしゃったように、しっかり工程表とかスケジュール表を立てる上で、果たして2年の根拠、そっちで会議で決めて2年ぐらいが妥当で2年延ばしてくるという説明やと思うんですけど、2年でええんかという話なんです。今現時点3月6日ぐらいまでまだ蔓延防止が出て、未来の先読みが2年程度という根拠にならないと思うんです。また2年たったら、失礼な言い方ですけど、出向けてなかったんでまた延ばしてくださいとかなるんやろうなというのが、仕方のないことというのは当然あるかと思うんですけども。その点についてどういう根拠を持って2年と定めたのか、きっちり説明いただきたいということと、やっぱり上げてくるのが遅いんかなって。

片やマスタープランであったりとか、片や市の行事、まなびの日とかいろいろやっているわけですわ。中止になったとき、緊急事態制限中、お隣が止まると。成人式もやっています。やれることはやらせてあげたいとい

うことで背水の陣でやっていただいとることは感謝しとるんですけど、これらもある一定本気があればできたのではないかな。もしくは、やれへんのやったらやれへんでほかもやれへん。統一性が全体的に取れてない。その中ではぐくむ条例のことがいろいろ環境を配慮してしなかったというのは、その選択は間違っていないと思うんですけども、ただやっぱりこの2年というのがどうも引っかかるんでね。大丈夫なんかなということ。必ず次やりますということと言えるのかどうか。この二つ、まずはお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）2年の根拠なんですけども、先ほどもちらっとお話しさせてもらったんですが、10月にコロナが落ち着いた頃に一旦はそれ以降、地元に入って説明をさせていただきたいという思いでありました。ですので、その時点では2年というのもあったかもしれないんですけど、できるだけ早い時期にそういった取組を所管課としてはしていきたいという思いがあったのは確かでございます。

なので、ちょうどコロナの影響で行こうとしていた地元への説明が丸々今できていない期間が2年ということですので、今の時点で理由としてはその2年しか上げれないのかなと思っております。例えば3年、4年先ということにさせていただいたとしたら、やることを先延ばしにしているというようなことにもなってきますので、このできなかつた期間の2年を延ばさせていただく中で、その期間においてやろうとしていた地元への説明とか、そういうルール化をぜひともやっていきたいというふうに思っております。

ですので、今後もしコロナが引き続き今のような状況が続くようであれば、またその時点で期間というのは延長になるかもしれま

せんが、今のところは現在2年延長になったという事実をもって延長させていただきたいという思いで、今回議案として上げさせていただいているということです。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）よく分かりました。ちゃんとやったってほしいと思うんですけど、もう一個だけ腑に落ちないことがあるんですけども。議決前の平成31年4月1日からというふうになつとるんですけど、これを3年を超えない範囲だと改正前の話やと思うんですけど、3年を超えない範囲イコール3年後みたいな、コロナで後に後になってなつとると思うんですけど、3年を超えない範囲という日本語の解釈自体が、コロナで後ろへ行ってますけど、別にある程度まとまりがあれば3年という期間の中で1年、2年後にはできるわけですね。ほんで今、課長がおっしゃった2年延ばす根拠というのが、ちょうどコロナが2年やから失われた2年というふうな表現に聞こえるんですけども、別にもっと早うにしようと思ったらできとったわけで。

ある程度集約しといてコロナの情勢を見てまとめてとか、どういうふうな形になるのか私も初めての形なんで完成形とか、完成イコールまた新たなスタートラインに立つ条例なんだろうと思うんですけどね。その辺がやっぱりXデーが令和3年の3月31日みたいな感じ、3年後ということは3年を超えない範囲という解釈がそもそも違ったのではないかなという、行けるときもあったのではないかなというふうに、ほかのことで大変お忙しいとは思いますが、こういった条例というのは変更は大いに結構でございますので気持ちよく賛成させていただこうと僕は思っているんですけども。やはり後々になると何が起こるか分からないという。市役所はいろんな課が大事やと思うんですけど、特に政策と

いうのは中枢の見本となるべきところやと思うんで、その辺はやっぱりきっちりとした工程表、スケジュールで周りにお示しいただきたいというのをお願いとさせていただきます。ちょっと答弁をください。終わります。

○議長（小林 弘君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）ありがとうございます。2年延ばさせてもらったというところで、もともと3年を超えない範囲ということでしたので、最長3年であるけどもそれより前につくって規則を定める、規定を定めることはできるということになっておりますので。もちろん2年は延ばさせていただくように今は上げさせてもらっていますけど、その中でできるだけ早くできるところは進めていきたいというふうにも思っておりますし、またスケジュール感もコロナはありながらも、ないとした場合はこういう形で進めたいというのはきっちり示していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第26号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、

討論を終結いたします。

これより議案第26号 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第27号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第3 議案第27号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第28号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君) 日程第4 議案第28号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第28号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第29号 橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君) 日程第5 議案第29号 橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号 橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第30号 橋本市林業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第6 議案第30号 橋本市林業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市林業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第31号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第7 議案第31号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第32号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第8 議案第32号 橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 森下君。

○4番(森下伸吾君) 2施設、伏原児童館と  
きしかみ子ども館のプールですが、その後の  
工程ですね。この後、この施設をどうされる  
予定なのか。それをお聞きいたします。

○議長(小林 弘君) 教育部長。

○教育部長(阪口浩章君) ただ今のおただし  
にお答えします。

まず伏原児童館につきましては、昨年10月、  
外壁のほうが剥がれまして、ご近所の方にも  
ご迷惑をかけた経過がございます。非常に老  
朽化が進んでおりますので、この4年度で解  
体をしまして更地にしていく予定でございま  
す。この児童館につきましては、もともと地  
元区のほうでも管理をしていただいております  
ので、後の活用については基本的には市  
として処分はしていく方向ですけれども、地元  
区のほうにもご相談はさせていただく予定で  
ございます。

あと、きしかみ子ども館のプールにつつま  
しては、岸上保育園のほうが廃園となり、新  
たなこども園のほうに統合されてございます。  
その関係もございまして、従来子ども館と保  
育園と両方で夏場活用をしておりましたけど  
も、これも非常に老朽化が進んでおりました  
ので、廃園をもってこのプールも一緒に廃止  
をさせていただいて、園舎の解体の際に一緒  
に解体を予定してございます。

○議長(小林 弘君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ありませんので、これ  
をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第32号  
については、委員会の付託を省略いたしたい  
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんの

で、委員会の付託を省略することに決しまし  
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、  
討論を終結いたします。

これより議案第32号 橋本市立児童館設置  
及び管理条例の一部を改正する条例について  
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんの  
で、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第33号 橋本市消防手数料 条例の一部を改正する条例につ いて

○議長(小林 弘君) 日程第9 議案第33号  
橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例  
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第33号  
については、委員会の付託を省略いたしたい  
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんの  
で、委員会の付託を省略することに決しまし  
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第34号 橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君) 日程第10 議案第34号 橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番(堀内和久君) 三点ほど伺います。前と後でできとる文言でいうと、第16条、搜索という文字が新たに出ております。それについてこの文言を入れていただいた理由というのと、その下の四角三つ目です。災害及び搜索(7時間45分以上)、この定義、下限がないのかとか、その定義についてお伺いします。三つ目にその次のページ、費用弁償ですね。これは公務員の職員に準ずるような感じで支給するという事なんですけど、これに対しての報告書とか領収書とか、そういうのはどういうふうに説明をするのか。その三つをお伺いいたします。

○議長(小林 弘君) 消防長。

○消防長(福本富雄君) 議員のご質問にお答えさせていただきます。

一点目の搜索につきましては、最近、高齢者等の方が行方不明者ということで、大変発

生の頻度が増えてきていますので、今回この搜索というところを足していただきました。

続きまして、7時間45分以上のということで定義ですけども、国から示されているのが1日当たり8時間というんですかね、それで8,000円という一応目安の金額が出ております。消防といたしましては1日出ていただいて、活動時間が消防団によってはばらばらになりますので、8,000円を出すというのも市の財政状況も踏まえた中で、一応7時間45分という定義の下で、これは1日の扱いということでさせていただきます。

費用弁償ということですけども、旅費の扱いじゃなくて報酬ということでさせていただくということで、そのようにさせていただきました。

○議長(小林 弘君) 12番 堀内君。

○12番(堀内和久君) 2回しかないんで答弁もれということでもいいですか。

○議長(小林 弘君) 答弁もれで。

○12番(堀内和久君) 二つ目の1日当たり8,000円程度というのは分かるとるんですけど、以上ということは下限、天井というのかな、搜索にあたって何日ぐらいを設定しとるかということなんですね。1日7時間45分、聞き方が悪かったんかも分からへんですけど、2日、3日ってなったときにその下限をどこにしとるかという。2日行ったら掛ける2ですよね、単純に。だから、何日まで搜索するとかそういう下限が。上限、下限のあるじゃないですか。その設定ができてないのと違うかなということをお願いなのが答弁もれとしての一点と、答弁もれその2が、報酬としてという費用弁償の話なんですけども、私らでいうたら政務活動費ですわ。書類はあるんかないんか。だから、それを報酬として渡すんやったら、ないと言っていたら結構です。それ、答弁もれということで。



○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（福本富雄君）まず一点目の7時間45分以上ということでのどのようにということ、やはり搜索については1日以上かかることがあります。それは2日、3日ということの中で、時間的にいうたら7時間45分ですけども夜間とかの搜索も踏まえて、ある程度常識のある範囲というんですかね、そういうことを踏まえた中で2日であれば2日ということとさせていただきたいということで、ご了承いただきたいと思います。

あと、費用弁償につきましては、これは報告書をきっちり出していただいて、ちゃんと個人個人の時間数を割り出さしていただいて最終頂いているのが現状でありますので、これもこのようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ありがとうございます。その上で二つ目をお伺いするんですけども、福祉にも絡むことなんで、福祉部長、答弁は要らんので聞いといてくださいね。私、以前一般質問をしたことがあって、徘徊老人さんに大変申し訳ないけど、個人、第一親等、お医者さま、その他関係各位が了解した場合は、例えば失礼な言い方やけど何か分かるようにとかGPSとか、そういう表現を過去にしたことがあって、この条例で搜索という文字を消防が出してくれるんやったら、福祉とのリンク、そういう協議、どこへ行ったか分かればんようになるような人かもしれへんという、事前に分かるわけですよ、福祉は。その協議というのは、この条例をつくるにあたって協議されているのかどうか。ある日突然おれへんになった。誘拐された。この搜索とは違うわけですよ。今、徘徊という言葉を出してくれたと思うんです。最近そういうのをよく聞くんで、福祉へのリンクというのはちゃ

んとできた上でこの条例の提案をしとるんかということをお伺いしたいんです。ないんやったらないで今後、努めていただきたいということ要望するんですけど、その点についてはいかがですか。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（福本富雄君）実際、今回この条例について、支給額を上げることについては相談はしておりません。しかしながら、ふだんから情報共有ということで、しっかり高齢者の方の情報提供は福祉から頂いておりますし、搜索にあたっては随時、福祉等市の関係部局と連携を持ってやっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）報酬ということになったら源泉とかの対象になるかと思うんですけども、その辺りは源泉を差し引いた上でお渡しするのかなどうか、確認したいです。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（福本富雄君）議員の質問にお答えします。

当然、源泉を超えるものについては源泉徴収ということで、それをさせていただきます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）出動報酬というんですけども、これはちゃんと職員の人が消防団に入っている場合でも出してもらえるのでしょうか。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（福本富雄君）そのように考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---